

太陽光発電設備等設置工事に係る特記仕様書

1 仕様全般

- ・導入する設備(配線を含む。)の産地指定はない。
- ・導入する設備(配線を含む。)はメーカーによる製品保証体制が確立していること。
- ・導入する設備(配線を含む。)は、使用方法やメンテナンスが容易で、故障箇所やシステムの状態が判断しやすい構造とすること。
- ・設備は全て新たに製作されたもので、中古品は不可とする。

2 設置予定場所

(1) ソーラーカーポート

- ・Aエリアには必ず設置をすること。08～15は既存のカーポートがあるので、それを利用して太陽光パネルを設置すること。
- ・Bエリア(区画線なし、幅は約45m)とCエリア(区画線あり)は設置が可能である。
- ・Aエリア、Bエリア、Cエリアの合計の出力合計値が100kWを超えること。

(2) パワーコンディショナ及び蓄電池

- ・Dエリア、Aエリア(既存のカーポートの一区画)、Eエリアのいずれかに設置をすること。

(3) EV充電器

- ・急速充電器は既設管を利用してFエリアに1基設置すること。
- ・普通充電器はAエリア01～07区画内に2基設置すること。

(4) その他

- ・太陽光発電設備の発電出力及び累積発電量(年間)を計測し、その把握が可能であること。データの計測、把握にあたっては、システムに付随する表示機能による方法のほか、外部に計測機器を接続してデータを出力・保存する方法も可能とする。
- ・表示モニター等の発電量を可視化できるものがあると望ましい。

3 機器仕様

(1) ソーラーカーポート

- ・架台と太陽光パネルが一体型(既存のカーポートは除く。)のものとする。
- ・太陽光パネルの出力合計値は100kW以上とする。
- ・パネルは両面ガラス型(既存のカーポートを除く。)とする。
- ・積雪荷重: 800N/m²以上風圧力 645/m²以上とする。
- ・雨樋は適宜設けること。
- ・後方支持か両側支持の指定はない。

(2) パワーコンディショナ及び蓄電池

- ・パワーコンディショナの出力は、蓄電池用の出力容量が太陽光発電用の出力容量を超えないものであること。
- ・太陽光発電用と蓄電池用のパワーコンディショナが兼用型である場合は、両者が同一の容量であるとみなす。
- ・太陽光発電用のパワーコンディショナの出力容量は100kW以上とする。
- ・蓄電池の容量は50kWh以上とする。

(3) E V充電器

- ・急速充電器は 50kW以上、普通充電器は 3kW以上の出力とする。
- ・急速充電器は認証課金システムを有していること。

(4) 建築確認申請手続き費用を見込むこと

- ・諸条件により申請が不要となった場合でも、申請が可能な水準の書類を整えること。

4 地域の担い手育成推進事業

- ・町内の小中高生を対象に 2 校程度の学校において、脱炭素社会の実現及び地域経済の振興に資する再生可能エネルギーに係る地域の担い手育成の講義を実施する。学校との調整や講義資料の作成は町が行うので、講義内容や講義資料の太陽光発電設備の技術的な部分での協力をすること。

5 その他

- ・その他の資料開示を要請する場合は、太子町役場生活環境課に連絡し、相談するものとする。ただし、要請を受けた全ての資料の開示を保証するものではない。